（元請負人用）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式第10号）

事　業　名：令和８年度から令和10年度までにおける第５期大阪府立病院機構ＳＰＤ業務

**誓　約　書**

大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が大阪府暴力団排除条例の趣旨に則り、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、機構が発注する工事等（以下「機構発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項各号のいずれにも該当しません。

２　機構から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　本誓約書及び役員名簿等を機構から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　要領２（１）①に規定する下請負人を使用する場合は、下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を機構に提出します。また、要領２（１）②の資材業者等の誓約書についても、機構から求められたときは、提出します。

５　要領２（１）の下請負人等が暴力団排除措置規則に基づく入札参加除外者又は誓約書違反者と指定された場合、下請負に係る契約等を解除するものとします。

（契約責任者）　様

　　　年　月　日

・所在地

・事業者名

・代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

■今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

■暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。　　はい　・　いいえ

■暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

（裏面も確認してください。）

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）

（下請負人用）

事　 業 　名：令和８年度から令和10年度までにおける第５期大阪府立病院機構ＳＰＤ業務

契約の相手方：

**誓　約　書**

大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が大阪府暴力団排除条例の趣旨に則り、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、機構が発注する工事等（以下「機構発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項各号のいずれにも該当しません。

２　機構から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　本誓約書及び役員名簿等を機構から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　要領２（１）①に規定する下請負人を使用する場合は、下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を機構に提出します。また、要領２（１）②の資材業者等の誓約書についても、機構から求められたときは、提出します。

５　要領２（１）の下請負人等が暴力団排除措置規則に基づく入札参加除外者又は誓約書違反者と指定された場合、下請負に係る契約等を解除するものとします。

（契約責任者）　様

　　　年　月　日

・所在地

・事業者名

・代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

■今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

■暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。　　はい　・　いいえ

■暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

（裏面も確認してください。）

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）